

議会事務局

美郷町議会定例会
6月4日(火)から開催予定です

美郷町議会定例会(6月定例会)は6月4日(火)から開催する予定です。詳しい日程は下記までお問い合わせいただくか、町のホームページをご覧ください。多くの方の傍聴をお待ちしています。

問い合わせ ● 町議会事務局 ☎0187(84)4912



農業委員会

農業者年金を受給している皆さんへ
現況届の提出は6月28日(金)までです

農業者年金を受給している方は、引き続き年金を受給するために「農業者年金受給権者現況届」を6月28日(金)までに提出する必要があります。現況届の用紙は5月中に農業者年金基金から受給者宛てに郵送されていますので、忘れずに提出してください。

提出先 ● 町農業委員会 (美郷町役場庁舎 1階)
六郷出張所 (美郷町学友館内)
仙南出張所 (美郷町公民館内)

問い合わせ ●
町農業委員会事務局 ☎0187(84)4913

食改さんの
試してレシピ

～もっと野菜を食べよう～

アスパラガスの揚げびたし

材料(4人分)

アスパラガス …… 1束 しょうゆ …… 大さじ2
サラダ油 …… 適宜 白すりごま …… 30g
だし汁 …… 300ml

作り方

- ① アスパラガスは固い部分を除き、長さを半分に切る。
- ② だし汁を煮立て、しょうゆを加えて火を止める。白すりごまを加えておく。
- ③ アスパラガスの水気を拭いてサラダ油で1～2分揚げる。(揚げる時間はアスパラガスの太さにあわせて加減してください。)
- ④ ③のアスパラガスを②のタレに入れて、そのまま30分から1時間置き、盛り付ける。
※付け合わせに、残ったタレで煮含めたガンモドキを添えても。

子どもの食育や生活習慣病の予防食を勉強している美郷町食生活改善推進協議会(食改=しょっかい)会員の皆さんが、野菜を使った体にやさしいヘルシーレシピを今月号から紹介します。



ワンポイントアドバイス

インゲンやオクラ、ナスでもおいしく作れます♥



食改会員の
出雲房子さん

6月19日(水) 午前10時から美郷町保健センターで「薬膳料理」学習会を開催します。詳しくは美郷町保健センター(☎0187-84-4900)までお問い合わせください。

国民年金からのお知らせ

～ご存知ですか？ 障害基礎年金～

障害基礎年金は、次の①から③の条件の全てに該当する方に支給されます。

①障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師の診療を受けた日（初診日）が、20歳前、国民年金の被保険者期間中、または60歳以上65歳未満（※1）のいずれかであること

※1 老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除く

②病気やけがの程度が20歳に達したとき、または障害認定日（※2）において障害等級の1級または2級に該当していること

※2 障害の状態を決める基準日のことで、初診日から1年6カ月を経過した日、それ以前に症状が固定した場合はその日

③初診日のある月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と免除期間が3分の2以上であること、または初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと（※3）

※3 20歳前に初診日がある方を除く

■障害基礎年金の金額（平成25年4月時点）

等級	年額
1級障害	983,100円
2級障害	786,500円

受給者と生計を同じくする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（障害のある子は20歳未満）がいる場合は、次の額が加算されます。

■加算額

子の数	加算額
1人	226,300円
2人	452,600円
3人	528,000円

【問い合わせ】
町住民生活課 戸籍年金班
☎0187(84)4903(内線1405)

介護保険事務所からのお知らせ

申請から要介護認定までの流れ

介護保険のサービスを利用するときは「申請」をして要介護認定を受けましょう

①申請できる方

- ・第1号被保険者（65歳以上の方）
- ・第2号被保険者（40歳以上65歳未満で、介護が必要になった原因が、がん末期や脳梗塞など16種類の特定疾病と診断された方）

②申請の仕方

- ・申請書に介護保険被保険者証（第2号被保険者は医療保険の被保険者証も必要）を添えて町の介護保険担当課や地域包括支援センター、介護保険事務所に申請します。申請書は各窓口にて備え付けています。
- ・申請は本人や家族のほか指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、地域包括支援センターに代行してもらうこともできます。
- ・すでに介護保険の認定を受けている方には認定有効期間終了の60日前に、更新申請の手続きの用紙が送付されます。今後続けてサービスを利用する方は、その更新申請用紙に必要事項を記入し、現在使用している介護保険被保険者証を添えて各窓口にて申請してください。

③要介護認定

- ・認定調査（心身の状態や日常生活能力などについての調査）の結果と主治医意見書をもとに保健、医療、福祉の専門家が審査します。
- ・審査の結果にもとづいて「非該当」「要支援1、2」「要介護1～5」に認定されます。
- ・認定結果通知と介護保険被保険者証が送付されますので、内容を確認してください。
- ・申請から認定まではおよそ1カ月かかります。予定が大幅に遅れる場合はお知らせします。

■平成25年度より班が新しく追加されました

平成25年度より認定調査班が新設され、介護保険事務所は5班体制となりました。各班の電話番号は次のとおりです。

- ・企画管理班 ☎0187(86)3910
- ・保険指導班 ☎0187(86)3911
- ・事業監査班 ☎0187(86)3913
- ・認定審査班 ☎0187(86)3912
- ・認定調査班 ☎0187(86)3915 ※新設

問い合わせ

介護保険事務所 認定審査班 ☎0187(86)3912
美郷町役場 福祉保健課 地域包括支援班 ☎0187(84)4907